

内部監査規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

内部監査規程

(趣旨)

第1条 業務方法書(平成16年4月1日文部科学大臣認可)第47条に基づき、独立行政法人日本学生支援機構の理事長(以下単に「理事長」という。)が行う独立行政法人日本学生支援機構の内部監査(以下「監査」という。)に関する基本的事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号。)第3条の目的の達成を目指し、業務運営の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の区分)

第3条 監査の区分は、業務(会計経理及び自己査定に関するものを除く。)に関する監査(以下「業務監査」という。)、会計規程(平成16年規程第1号)第56条の規定に基づく会計経理(自己査定に関するものを除く。)に関する監査(以下「会計監査」という。)、貸与奨学金に係る債権の自己査定に関する細則(平成21年細則第6号)第9条及び旧給付奨学金に係る債権の自己査定に関する細則(平成31年細則第6号)第8条の規定に基づく自己査定に関する監査(以下「自己査定監査」という。)とする。

(監査の方法)

第4条 監査は、理事長が必要と認めた事項について中長期的視点から計画的に行うほか必要の都度臨時に実施する。

- 2 業務監査、会計監査及び自己査定監査は、同時に又は個別に行うことができる。
- 3 監査は、書面監査又は実地監査により行う。

(監査員)

第5条 監査は、次の各号に定める者(以下「監査員」という。)が行うこととする。

- (1) 監査室に所属する職員(非常勤職員を含む。)
- (2) 前号に掲げる者以外の者で、各監査区分ごとに理事長が命ずる者
- 2 監査員は、監査員として細心の注意をもって職務を遂行しなければならない。
- 3 監査員は、当該監査について知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監査の補助)

第6条 理事長は、監査を行うに当たり、監査員のほか必要と認めるときは、各監査区分ごとに他の職員に監査の補助を命ずることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により監査の補助に従事する職員について準用する。

(監査事項等)

第7条 監査事項等については、監事監査実施基準（平成16年規程第12号）第2条の規定を準用する。

(監査計画)

第8条 理事長は、監査を行うときは、あらかじめ、監査計画を作成するものとする。

2 前項の監査計画に記載する事項は、監事監査実施基準第3条の規定を準用する。

3 理事長は、第1項に規定する監査計画を作成したときは、監事に対し提示するものとする。

(監査の手順等)

第9条 監査手順はおおむね次のとおりとする。

- (1) 監査対象部門の責任者からの概況聴取
- (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 書類と現物との照合確認
- (5) 監査終了後の講評

2 監査によって問題点が明らかになった場合は、監査の誤認独断を避けるため、監査結果報告書の作成前に、監査員が関係の責任者に対し文書又は口頭をもってこれを示し、その意見を十分に聴取することを原則とする。

(監査後の処置)

第10条 監査員は、監査終了後、遅滞なく監査の結果報告書を理事長あてに提出するものとする。

2 理事長は、前項の報告書を受け取ったときは、監事に対しその写しを回付するものとする。

3 監査員は、監査の結果改善を要すると認める場合には、第1項の報告書に改善指摘意見書を添付することができる。

4 理事長は、第1項に規定する報告書に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(監事及び会計監査人との連携)

第11条 監査室は、監事及び会計監査人と緊密に連携し、効率的な監査に努めるものとする。

(監査への協力)

第12条 役員又は職員は、監査員（監査の補助に従事する職員を含む。）の行う監査に協力しなければならない。

2 前項の協力が正当な理由なく拒否されたと認められる場合、監査室長は、その旨

を理事長に報告するものとする。

(配慮義務)

第13条 監査室長は、監査の実施に当たり、当該監査対象部門の職員の負担軽減に十分配慮するものとする。

(職員への助言)

第14条 監査室長は、業務改善に資するものと思われる事項について、職員に必要な助言を行うことができる。

(監査に関する庶務)

第15条 監査の実施に関する庶務は、監査室が担当する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号) 抄

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号) 抄
(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第1号)

この規程は、平成22年2月17日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第22号)

この規程は、平成29年6月20日から施行し、改正後の第3条の規定は平成29年4月1日から適用する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第6号)

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第26号)

この規程は、令和4年11月2日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。